

特定事業所集中減算

正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において、判定期間内に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与、指定地域密着通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占めるものの割合が１００分の８０を超えている場合には、減算適用期間に作成した全居宅サービス計画について、１月につき２００単位を所定単位数から減算する。

【共通事項】

- ※「特定事業所集中減算に係る届出書」は、法人単位ではなく、指定居宅介護支援事業所ごとに作成すること。
- ※居宅サービス計画数を算定する場合、また、利用者数を算定する場合に、委託を受けて介護予防サービス計画を作成している要支援者については算定しないこと。
- ※給付管理を行った件数を算定すること。居宅サービス計画に位置付けたが、利用がなかった場合は、件数に算定しないこと。
- ※月遅れで給付管理を行った場合は、給付管理を行った月ではなく、実際に居宅サービスの利用のあった月で算定すること。

【特定事業所集中減算に係る届出書（様式１）記載要領】**１ 判定期間における居宅サービス計画数**

- 当該居宅介護支援事業所で作成した居宅サービス計画の数を、月ごとに記入する。
- ※訪問介護サービス等を利用している利用者についてのみ記入するのではなく、当該居宅介護支援事業所で作成した全居宅サービス計画について記入すること。

２ 判定期間における実施地域別利用者数

- 当該居宅介護支援事業所が運営規程に定める「通常の事業の実施地域」を記入し、通常の事業の実施地域ごとに、判定期間における利用者数を記入する。
- また、「通常の事業の実施地域外」の利用者についても、同様に記入する。
- ※訪問介護サービス等を利用している利用者についてのみ記入するのではなく、当該居宅介護支援事業所の利用者全員について、地域別に記入すること。
- ※実際の居住地が住所地と異なる場合は、実際の居住地で記載すること。

＜紹介率最高法人の算出方法＞

→判定期間中（令和8年度前期は令和8年3月1日から令和8年8月31日）に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護サービス等が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人が紹介率最高法人となる。

3 訪問介護の状況

（１）「当該事業を位置付けた居宅サービス計画数」

→判定期間に訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数を月ごとに記入し、合計(A)を算出する。

※利用者1人につき「1」として数えること。

1人の利用者に複数の訪問介護事業所による訪問介護を位置付けている場合にも、訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数は、「1」となる。

（２）「紹介率最高法人の居宅サービス計画数」

→判定期間に、同一法人格を持つ法人単位ごとに、当該訪問介護事業所による訪問介護が位置付けられた居宅サービス計画数を算出する。

※「同一法人格を持つ法人単位」とは、居宅介護支援事業所と同じ法人ということではなく、サービス事業所同士が同じ法人ということである。

※1人の利用者に、同一法人が運営する2つの事業所による訪問介護を位置付けた場合でも、その法人を位置付けた居宅サービス計画の数は「1」とする。

※判定期間において、計画数の合計が最も多い法人の居宅サービス計画数を、判定期間の各月ごとに記載し、合計(B)を算出する。

（３）「紹介率」

→「紹介率最高法人の居宅サービス計画数」(B)を「当該事業を位置付けた居宅サービス計画数」(A)で割り、100を掛けた紹介率を記入する。

※紹介率は、小数点第2位以下を切り捨てた値を記入すること。

※紹介率がちょうど80%の場合には、減算には該当しない。

（４）紹介率最高法人の名称、代表者名、所在地、事業所名を記入すること。

※紹介率最高法人の事業所名の欄が足りない場合は、適宜様式を追加して記入すること。

4 訪問介護以外の居宅介護サービス等の状況

→「3 訪問介護の状況」と同様の手順で算出し記入すること。

5 80%を超えている場合の「正当な理由」

→訪問介護サービス等について、いずれかの紹介率が80%を超えた場合は、「正当な理由」がなければ、特定事業所集中減算の対象となる。

※井原市における「正当な理由」は、次のとおりとする。

【正当な理由】

①【全サービス共通】

当該居宅介護支援事業所の運営規程に定める「通常の事業の実施地域」に、訪問介護サービス等事業所が、各サービスごとでみた場合に5事業所未満である。

②【全サービス共通】

当該居宅介護支援事業所が、特別地域居宅介護支援加算を受けている。

③【全サービス共通】

判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画数が、20件以下である。

④【全サービス共通】

判定期間の1月当たりの訪問介護サービスを位置付けた居宅サービス計画数が、各サービスごとの1か月平均でみた場合に10件以下である。

⑤【全サービス共通】

当該居宅介護支援事業所の運営規程に定める「通常の事業の実施地域」に、訪問介護サービス等事業所が、各サービスごとでみた場合に10事業所以下であり、かつ、人員、設備等から他事業所での受け入れができないことにより、選択できる事業所が2事業所以下である。

⑥ 居宅サービス計画作成時又は変更時に、次のいずれかに該当する居宅サービス計画を算定から除いて再計算した結果、80%以下になる場合

イ【通所介護・地域密着通所介護】

事業所を選んだ理由として、「利用者の居住地近辺で事業所が限られている」ということが、アセスメント及び居宅サービス計画に明記されている。

ロ【全サービス共通】

計画の作成や変更時等に適正なケアマネジメントを実施し、利用者の希望、ニーズ、解決すべき課題、課題の解決のための援助ができる事業所を検討したが、当該事業所を位置付けることが適切であると判断される。

※単に「利用者が希望したから」では「正当な理由」に該当しません。サービスの質が高いことや、事業所が「特定の加算」を算定していることなどを理由に利用者が希望したことなどが、「正当な理由」に該当します。（「特定の加算」とは、利用者の課題の解決のために必要なサービスに関する加算などを指す。）

※ただし、「居宅サービス事業所の選択に係る確認書」（様式5）で掌証できるものであること。

6 「正当な理由」に該当する場合の取扱い

(1) 「正当な理由」の①又は⑤に該当する場合は、記入欄に○印を記入すること。

また、次の書類を添付すること。

・「居宅サービス事業所一覧表」(様式2)

(2) 「正当な理由」の②に該当することについては、「特別地域居宅介護支援加算の有無」欄で確認する。

(3) 「正当な理由」の③に該当することについては、「判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画数」欄で確認する。

(4) 「正当な理由」の④に該当する場合は、記入欄に○印を記入すること。

(5) 「正当な理由」の⑥のイに該当する場合は、記入欄に○印を記入すること。

また、次の書類を添付すること。

・「特定事業所集中減算に係る再計算書」(様式3)

・「居宅サービス計画数内訳表」(様式4)

・該当者のアセスメント及び居宅サービス計画の写し

(6) 「正当な理由」の⑥のロに該当する場合は、記入欄に○印を記入すること。

また、次の書類を添付すること。

・「特定事業所集中減算に係る再計算書」(様式3)

・「居宅サービス計画数内訳表」(様式4)

・「居宅サービス事業所の選択に係る確認書」(様式5)

【特定事業所集中減算に係る再計算書(様式3)記載要領】

1 居宅サービス名及び正当な理由欄

→該当する居宅サービス名を記入し、「正当な理由」の記入欄に○印を記入すること。

2 再計算結果欄

→次の要領に従い、再計算結果を記入すること。

【再計算方法】

1 (1)及び(2)は、(様式1)の該当事業の状況と同様に記入すること。

2 (3)は、「正当な理由」をもって紹介率最高法人の事業所を位置付けた居宅サービス計画数を記入すること。

3 (4)は、(1)のうち(3)を除いた居宅サービス計画数を記入すること。

4 (5)は、(2)のうち(3)を除いた居宅サービス計画数を記入すること。

5 (E)を(D)で割り、100を掛けた紹介率を記入する。

※ 紹介率は、小数点第2位以下を切り捨てた値を記入すること。